

県職労発07-12号

2007年9月27日

埼玉県教育委員会  
委員長 石川 正夫 様

自治労埼玉県職員労働組合  
中央執行委員長 磯崎 淳二

学校支部長 石山 博

### 職務遂行能力を十分に発揮できない職員に関する要綱への要望書

日ごろ、自治労埼玉県職員労働組合に対する御理解に厚くお礼申し上げます。  
さて、本年10月より教育職員以外の学校職員に対して「職務遂行能力を十分に発揮できない職員」への計画的な指導及び研修等を行うための要綱の制定が予定されています。  
要綱実施について、下記のとおり要望します。

#### 記

- 1 能力不足等の対象者認定（以下対象者認定）の前提として、公平性・透明性と客観的基準を担保すること。
- 2 対象者認定には、病休者は除くこと。
- 3 組合活動を理由とした認定は行わないこと。
- 4 思想信条を理由とした認定は行わないこと。
- 5 対象者認定においては、職務遂行能力審査会前に認定予定者から十分な聴き取りを行うこと。
- 6 要綱実施について、組合との協議を今後継続すること。